

高圧ガス容器（臨時）持込み申請書（業者用）
 「蓄積リング棟」、「蓄積リング棟付属施設W」及び「R I 棟」用)

年 月 日

JASRI 安全管理室室長殿

申請者所属
氏名

下記の通り、高圧ガス容器の「臨時」持込みを申請致します。

記

高圧ガス 容器 容器管理者	(所属)					
	(氏名)					
	(連絡先)	電話番号：	—	—		
		内 線 :				
持込場所						
持込み期間	持込み年月日		持帰り年月日			
	年	月	日	年	月	日
	高 压 ガ ス 容 器	(種類)				
(充填量)		m ³			m ³	m ³
(本数)		本			本	本
持込理由(目的)						
安全対策						
その他						

記入上の注意

- ・持込み年月日、持帰り年月は、予定期間を記入して下さい。
- ・持込理由、安全対策は、必ずご記入ください。
- ・本書類の提出手順： 申請者 → JASRI 安全管理室長
- ・裏面も確認して下さい。

完全管理室 承認等

JASRI 安全管理室長	承認日 :	年 月 日	印
--------------	-------	-------	---

高圧ガス容器の保安管理について（抜粋）

3.高圧ガス¹⁾ 容器の持込み

3.1 全施設共通事項

*密閉された部屋等に高圧ガス容器を持ち込まないこと。やむを得ず持込む場合は、換気装置、酸素濃度計等を設置して下さい。

*特殊高圧ガスについては別途手続き（所内手続きまたは法的手続き）及び専用設備が必要な為、事前に資料²⁾を準備のうえ安全管理室へ連絡して下さい。許可が出るまでは持込まないで下さい。

*可燃性ガス、毒性ガス及び酸素については、法の基準を満たす必要があります。これらの高圧ガス容器を持込む場合は、あらかじめ安全管理室に必要事項³⁾を連絡の上、技術基準対応の後に持込むようにして下さい。

3.2.2 ユーザー持込み（放射光ユーザー）

放射光利用ユーザーが高圧ガス容器を持込む場合は、「高圧ガス容器持込事前申請書（放射光ユーザー用）」に必要事項を記入の上、利用推進部経由で安全管理室長へ提出してください。

4.高圧ガス容器の取扱い

- 1.高圧ガス容器（ガスボンベ）は、高圧ガス容器置場で保管してください。（容器搬送用台車上で保管しないでください。）
- 2.高圧ガス容器置場並びに消費設備には容器開閉ハンドル（規定の工具）を常備してください。
- 3.使用中の高圧ガス容器のバルブに開閉札を付けてください。
- 4.日常点検を実施してください。
- 5.使用中以外の容器について、充てん容器と残ガス容器を区別して保管し残ガス容器には「空」の表示をしてください。
- 6.使用中以外並びに移動中の容器には必ずキャップを取り付けてください。

財団では、「高圧ガス容器取扱要領」が制定されており、高圧ガス容器の取扱いについて記載しておりますのでご参照ください。

-
- 1) 「高圧ガス」とは圧縮ガスは1MPa以上(常用の温度又は35℃時)、圧縮アセチレンガスは0.2MPa以上(常用の温度又は15℃時)、液化ガスは0.2MPa以上(常用の温度又は35℃換算時)、その他法令(温度35℃で0Paを超えるもの)で定められたもの。高圧ガスかわからぬ場合は販売店に確認して下さい。
 - 2) 使用（貯蔵）責任者所属・氏名・連絡先、ガスの種類・性質、使用の目的・場所・期間・方法、最大貯蔵能力、設備配置図、設備図面、技術基準の措置方法など
 - 3) 容器管理者所属・氏名・連絡先、ガスの種類・性質、使用の目的・場所・期間・方法、毒ガスにあたっては除害設備の仕様など